

平成20年4月11日

平成20年度入札制度改善について

河内長野市

河内長野市では、適正な入札契約の実現に向けて種々取り組んでおりますが、平成20年度は、これまでの各種入札制度改善とあわせて、下記のとおり取り扱いますので、周知方お知らせ致します。

記

1. 条件付き一般競争入札及び電子入札の拡大について

これまで、大規模な建設工事に適用しておりました条件付き一般競争入札について、平成20年度からは、競争入札に付す全ての建設工事や建設工事にかかる設計、測量等の業務委託については、原則として条件付き一般競争入札の対象と致します。

また、これらについては電子入札方式により行うことと致します。

(1) 入札参加資格について

・市内業者(市内に本店を有する者)により対応可能なものについては、原則として市内に本店を有する者を入札参加資格の条件といたします。

・本入札全般に共通する入札参加の欠格事項を定めます。

河内長野市有資格者名簿に登載されていない者

指名停止中の者

近畿府県外の違反行為により独占禁止法に基づく処分が明らかになって3ヶ月以上経過していない者

近畿府県外において刑法の談合の容疑により逮捕等が明らかになってから3ヶ月以上経過していない者

その他入札に参加できない者の共通事項

・入札案件毎に、許可の種類やランク、履行実績等入札参加に必要な条

件を定めます。

市内業者の方のランク（等級区分）は、河内長野市ホームページの契約検査課のページに掲載しておりますので確認してください。

(2)入札案件情報の公表

発注情報の公告を市のホームページ、電子入札システムその他に掲載して公表します。

又、公表の時期は原則として、毎月第1又は第2金曜日に定期的に行います。

2. 条件付き一般競争入札における落札候補者の制限について

同一公表日にかかる条件付き一般競争入札案件（水道局発注分含む）の落札件数について、工事種類にかかわらず、一の入札参加者が落札候補者となることができる件数は一件までと致します。

（同一公表日にかかる入札案件の開札において、先行する案件で落札候補者となった者のした以降の開札案件の入札は無効といたします。）